

協 力 委 員 殿

茨城県庁生活協同組合

理事長 上月 良祐

簡易保険の団体取扱い（給与差引）の再開について

日ごろ、当生協の運営につきましては、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、簡易保険につきましては、旧郵政公社の指導により一昨年の8月から県庁生協を払込団体とした給与差引ができなくなりましたが、茨城県を母体団体とした「茨城県簡易保険団体」を設立し払込団体組成・団体規約の内容にて簡易生命保険管理機構に申請していたところ、この度承認されましたことをご案内いたします。当生協につきましても、保険料事務委託契約を締結し、給与差引による団体取扱いを再開したいと思っております。

なお、この会の会員は茨城県（出向・派遣等により茨城県から給与の支払いを受けない職員を除く）に勤務する者で、簡易保険に加入し、この会の趣旨に賛同する者となります。19年度退職ひばり会加入予定者・ひばり会・教育庁・警察・社会保険事務局・職業安定所・外郭団体等の組合員につきましては、構成員の範囲外となるため団体扱い出来ませんのでご了承ください。

旧郵政公社からの指導ではありましたが、長期間にわたりご不便やご迷惑お掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、お手数とは存じますが所属内の組合員の方へご周知いただきますようお願いいたします。

団体扱いへの変更手続き等は、下記のとおりです。

記

1 給与差引変更手続きは、生協にご連絡ください。口座振替廃止通知書（現在、口座振替で保険料を払い込みされている方のみ）を送付しますので必要事項をご記入のうえ、生協へ返送してください。半年払い・年払いを指定している方は、払込分終了後給与差引に変更いたします。

口座振替以外で保険料を支払われている方は、証券番号・契約者がわかる書類（証券のコピー等）を所属・職員番号を記入し、生協にお送り下さい。

2 団体扱いへ変更できるのは、旧郵政公社の簡易保険のみです。

（例）かんぼ生命保険につきましては、団体扱い申請受付が始まりましたら申込予定です。

3 団体取扱いとして、最低取扱人数15名集まり次第、手続きいたします。給与差引開始月につきましては、申込月の翌々月ごろになる見込みです。給与差引開始月につきましては、契約者の方へ通知いたします。

4 団体扱いに変更しますと以下のような割引になります。

- ・平成8年6月30日以前に契約した保険契約については、保険証券記載の保険料より5%
- ・平成8年7月1日以降に契約した保険契約については、保険証券記載の保険料より4.3%

問合せ先 水戸中央郵便局 保険課 水戸市三の丸1-4-29 TEL029(221)3396

県庁生協 購買課 担当：岩間 水戸市笠原町978番6 TEL029(301)6154

内線 6155